

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成27年度施策実施状況報告書

宮崎県日向市

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成27年度 施策実施状況報告書

目次

1	作成の趣旨	1
2	本報告書の構成	1
3	基本理念	1
4	基本目標	2
5	基本計画の体系	2
6	「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進	3
	(1) 男女共同参画配慮度評価とは	3
	(2) 評価方法及び内容	3
	(3) 平成27年度施策事業実施担当課評価	4
7	施策の評価（重点的に取り組むこと）	6
	(1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実	6
	(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	7
	(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	8
	(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援	9
	(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	10
	(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実	12
	(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備	14
	(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	15
	(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進	16
	(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	17
8	関連施策・事業の数値目標	18
9	総合評価	20

平成27年度施策実施状況報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、日向市男女共同参画プランの施策の推進状況を明らかにし、公表するものです。

2 本報告書の構成

「日向市男女共同参画推進条例」の7つの理念に基づき、家庭・地域・職域・学校などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮ることができる「男女共同参画社会」に向けた実施概要と成果を10の「重点的に取り組むこと」ごとにまとめました。

3 基本理念

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画の形成について、7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- すべての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

4 基本目標

男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して次の3つの基本目標を定めます。

- 「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の涵養^{かんよう}
- 性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実
- 男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

5 基本計画の体系

○重点的に取り組むこと

- (1). 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実
- (2). 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
- (3). 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- (4). 人権尊重を踏まえた心身の健康支援
- (5). 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- (6). 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実
- (7). 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備
- (8). 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (9). 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進
- (10). 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

6 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「第4次日向市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため、市の施策について、男女共同参画の視点からの配慮の度合いを評価します。

担当課評価として、各課は担当課施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点からの取組に対する配慮の度合いを評価し、その結果により職員の意識改革に努め、次年度以降、更に男女共同参画に配慮した事業の推進を図ります。

(2) 評価方法及び内容

①担当課評価

○事業の評価

プランに掲載した169事業を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況について男女共同参画の視点に立った担当課評価を実施します。

実施後の状況については、「チェックポイント5項目」に基づき、評価を実施しました。評価については、項目ごとに、①達成できた ②ほぼ達成できた ③達成できたとはいえない ④達成できなかった ⑤非該当 の5段階で評価しました。

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト 5 項 目	1	事業の企画・立案・実施に当たり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにしたか。
	2	事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとなっていたか。
	3	男女にとって、また、様々な立場の人（障がい者、子どもを持つ人等）にとって、利用・参加しやすいような配慮をしていたか。
	4	広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。
	5	事業の効果が男性、女性それぞれに寄与したか。

評価（達成度）	点数	目 安
ア 達成できた	4	達成状況が9割以上
イ ほぼ達成できた	3	達成状況が6～8割
ウ 達成できたとはいえない	2	達成状況が3～5割
エ 達成できなかった	1	達成状況が2割以下
オ 非該当	0	該当しない項目である

②男女共同参画担当課（地域コミュニティ課）による内部評価

③日向市男女共同参画行政推進会議・幹事会での内部評価

④外部評価

日向市男女共同参画推進審議会において、委員の皆さんから意見をいただきます。

(3) 平成27年度施策事業実施担当課評価

1. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が「チェックポイント5項目」に基づき、評価を行った結果は次のとおりです。

「達成事業数」は、担当課が「ア達成できた」「イほぼ達成できた」と評価した事業数です。

	チェックポイント5項目 (男女共同参画の視点での 実施と工夫内容の点検)	平成24年度 達成事業数 (達成率)	平成25年度 達成事業数 (達成率)	平成26年度 達成事業数 (達成率)	平成27年度 達成事業数 (達成率)
1	事業の企画・立案・実施に当たり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにした。	73事業 (65.2%) 73/112事業	102事業 (77.9%) 102/131事業	99事業 (76.7%) 99/129事業	116事業 (79.5%) 116/146事業
2	事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとした。	108事業 (80.0%) 108/135事業	136事業 (88.9%) 136/153事業	139事業 (91.4%) 139/152事業	147事業 (93.6%) 147/157事業
3	男女にとって、また、様々な立場の人(障がい者、子どもを持つ人等)にとって、利用・参加しやすいような配慮をした。	71事業 (60.7%) 71/117事業	109事業 (79.0%) 109/138事業	116事業 (85.3%) 116/136事業	114事業 (83.8%) 114/136事業
4	広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した。	63事業 (60.0%) 63/105事業	83事業 (71.6%) 83/116事業	83事業 (70.3%) 83/118事業	99事業 (76.2%) 99/130事業
5	事業の効果が男性、女性それぞれに寄与した。	101事業 (74.3%) 101/136事業	136事業 (88.8%) 136/153事業	142事業 (91.6%) 142/155事業	141事業 (89.8%) 141/157事業

※ () 内は総事業のうちの割合(非該当を除く。)

2. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が、基本計画の体系（重点的に取組むこと）別に、男女共同参画配慮度の評価を行った結果は次のとおりです。 ※事業については、複数の体系（重点的に取組むこと）にまたがっているものがあるため、合計事業数は169事業となりません。

重点的に取組むこと	担当課数	事業数	平成24年度達成率	平成25年度達成率	平成26年度達成率	平成27年度達成率
(1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実 ※プラン P11～P12	6	11	64.5%	80.7%	83.8%	76.0%
(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実 ※プラン P13～P14	5	5	55.8%	74.3%	77.3%	79.5%
(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し ※プラン P15～P16	7	11	71.7%	79.3%	80.9%	85.1%
(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援 ※プラン P17～P18	5	14	67.4%	84.7%	85.8%	85.3%
(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備 ※プラン P19～P26 ※DV防止計画 P49～P58	14	59	59.0%	81.9%	83.4%	85.2%
(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実 ※プラン P27～P28	7	16	62.2%	76.7%	75.2%	77.7%
(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備 ※プラン P29～P31	11	24	67.6%	79.0%	80.4%	81.3%
(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※プラン P32～P33	7	14	70.6%	76.5%	78.5%	82.4%
(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進 ※プラン P34～P35	10	15	74.2%	77.7%	75.1%	76.4%
(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ※プラン P36～P37	2	8	79.2%	88.0%	88.5%	91.7%

7 施策の評価(重点的に取組むこと)

(1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P11~P12)

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る取組が基盤であり、教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

本市においては、家庭・地域・職域・学校などの様々な分野において、相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり男女共同参画社会について、教育・学習の機会を提供するとともに、その内容の充実を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 市民啓発について(男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催の講座等開催状況)

講座等	回数	参加者
基礎講座、法律講座、ハラスメント講座、子育て孫育て講座等	6回	120人
これからの男の生き方セミナー(県男女共同参画センターとの共催)	1回	20人
初心者の料理教室	2回	48人
日向ひまわりフォーラム講演会	1回	530人

2. 男女共同参画の内容を含む人権教育の研修会の実施

- ・教職員(各学校ごと)年3回
- ・家庭教育学級28学級、女性学級14学級、高齢者学級18学級

3. 各学校のパソコン教室等において、ICT機器による情報の収集や発信の学習活動の際に、情報リテラシー、情報モラルに関する指導を行った。

4. 男女共同参画基礎講座の開催

「男女共同参画社会に向けてメディアを読み解く力をつけよう～メディア・リテラシーワークショップ～」 日時：10月16日 講師：高崎恵(オフィスピュア) 参加者30人

【評価】

1. 市民に対する学習機会の提供については、関係課において、研修会、出前講座、基礎講座、初心者の料理教室、講演会等を定期的に開催していることは評価できるが、男女共同参画社会づくり推進ルームでは、受講者の固定化や参加者数の伸び悩みが見られるため、学校や関係団体に積極的に出前講座の開催を働きかける等の対策も必要。また、企画段階で目的や啓発対象者を明確にし、的を絞った周知を行う等効果的な市民啓発が求められる。

2. 学校現場での情報リテラシー、情報モラルに関する指導は、社会情勢を踏まえた有効な対策であると評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 啓発事業については、男女共同参画について、「正しい理解」を促すことができるよう、講座等の内容の充実を図っていききたい。また、受講者の固定化が見られるため、講座の企画段階で、啓発対象者、目的を明確にし、効果的に事業を実施していききたい。(地域コミュニティ課)
2. ICT機器による情報の収集や発信の学習活動の際に、情報リテラシー、情報モラルに関する指導を行うとともに、全教育活動を通して男女がお互いを尊敬するなどの教育を行っていく。(学校教育課)

(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P13～P14)

私達の暮らしの中に、性別に起因する偏見や差別は、依然として根深く存在しています。このような現状を踏まえ、市民に対する啓発を推進し、人権に関する教育・学習の内容に「男女の人権の尊重」の視点の深化を図るとともに、人権教育・人権学習を担うあらゆる主体、人材に、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 第32回日向市人権・同和教育研究大会 日時：8月4日 参加者725人
2. 第33回日向市人権・同和問題市民講演会 演題：「部落問題解決に、今、求められているもの」
講師：友永健三（部落解放・人権研究所名誉理事） 日時：12月1日 参加者240人
3. 人権について考える市民の集い 演題：「ヘイトスピーチと人権」
講師：辛淑玉（のりこえネット共同代表） 日時：平成28年3月1日 参加者280人
4. 人権教育研修会
 - ・人権・同和教育研修会（年4回）・・・教職員を対象にした研修会を実施
5月実施：小中学校管理職を対象 8月実施：教職員や学校関係者を対象
12月実施：教職員を対象とした各学校における人権・同和教育の取組についての報告会
2月実施：管理職と社会科担当教員を対象とした各学校における社会科での取組についての報告会
 - ・人権・同和問題啓発講師団研修会（年2回）講師団及び市職員 参加者延べ130人
演題「人権・同和問題の現状と課題」 日時：7月29日
講師：原伸一（元全国町村議長会会長）
演題「当事者から見る貧困とキャリア支援」 日時：平成28年3月7日
講師：黒沢一樹（NPO法人「若者就職支援協会」理事長）
5. 「2015日向市ふれあいフェスタ」
「行ってみよう！『あなたらしさ』の出会いのフェスタ（場）」をテーマにあらかじめ募集したポスター原画の表彰を行ったほか、各団体によるパネル展示や点字等の体験コーナーを設け、障がいのある人の文化向上と社会参加の促進を図った。
男女共同参画の視点はもとより、障がいの特性に応じてそれぞれができる範囲で役割を持ち、協力して運営や設営に当たった。 開催日：9月13日（日）
会場：日向市文化交流センター、日向市中央公民館 参加者：約1,000人

【評価】

1. 教職員及び市職員等を対象にした研修等が、毎年継続的に実施されている。学校教育の現場で偏見や差別をなくすための研修が実施されていることは、「男女の人権の尊重」の視点を持つことへの理解を深めることとなる。
2. 人権・同和問題啓発講師団研修会では、社会問題となっている貧困問題を取り上げ、人権問題を様々な視点から考える機会の提供がなされている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 小中学校では、授業の中で男女共同参画について学習しているので、学校教育課及び学校とその内容について協議し、更に充実した研修を行っていききたい。（地域コミュニティ課）
2. 人権・同和教育の成果と手法を用いて、男女共同参画の目的意識を持った学校教育活動を進める。また、関係機関と連携し、児童生徒、教職員が共に学びながら人権意識を向上させていけるような研修活動を行っていく。（学校教育課）

(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

(第4次日向市男女共同参画プラン P15～P16)

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれに目的や経緯をもって生まれてきたものであり、性別にかかわらず、すべての人の多様な生き方の選択に影響を及ぼしています。そのことへの認識を広く共有し、その阻害起因となっているものについての見直しを進める必要があります。

市民一人ひとりが、現行の制度や慣行が私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのかについての気づきを開くことが重要です。そのため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させる広報や学習を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - ・パネル展（市役所1階ロビー）
 - ・街頭啓発（イオン日向店）
2. 人権出前講座 年間25回開催（延べ483人参加）
男女共同参画の視点からの慣行・しきたりの見直しについての課題を取り上げて実施
3. 男性向け料理教室〔高齢者あんしん課〕 参加者：延べ18人
4. パパママ教室〔こども課〕年6回 日曜日開催 参加者総数：52組98人（男性44人 女性54人 :妊婦52人、夫44人、祖母2人）
助産師が妊娠・育児に関して、夫の役割を含めた講話及び個別相談を実施。保健師が妊婦体験・沐浴実習、赤ちゃん訪問の紹介等を行なった。
5. 家族介護者教室（財光寺包括支援センター3回、東郷包括支援センター2回）実施。
また、認知症に対する講座も合わせると12回の開催となり、うち10回は男性も含めた高齢者学級での開催であった。
6. 総合的な学習の時間を核として、各学校で働くことの意味について考える学習を展開した。
全ての小中学校22校で、企業と連携した出前授業を実施し、中学校では職場体験学習を実施した。

【評価】

1. こども課主催のパパママ教室が継続的に開催されており、性別役割分担意識を解消するために有効な取組である。
2. 介護の分野においても、男性を含めた講座が開催されており、慣行を見直す取組として評価できる。
3. 学校教育の中で、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習が企業と連携して継続して行われている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 出産を控えた夫婦へ、親となるためのアドバイスや妊娠・出産・育児について学んでもらい、役割分担やお互いを尊重しながら、協力していく認識を新たに育んでもらう。イクメン手帳利用の普及活動。（こども課）
2. 引き続き企業と連携して、男女共同参画の視点にも立った出前授業や職場体験を実施する。（学校教育課）
3. 育児休業は、産休を取得する女性職員が、引き続き子育てのために取得するケースがほとんどであり、男性職員に対する普及啓発が課題である。配偶者出産休暇や育児参加のための休暇制度案内を作成し、制度が利用可能な男性職員に配布するなど、制度の利用方法について周知していきたい。（職員課）

(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援

(第4次日向市男女共同参画プラン P17～P18)

性別にかかわらず、すべての人の尊厳が守られることは、「男女の人権の尊重」の視点から市民一人ひとりの暮らしの質の向上を目指す男女共同参画社会の基盤となるものです。

中でも一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める必要があります。すべての人が、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 生活習慣病の予防や高齢者の低栄養予防を推進するための地区講習会の開催
 - 生活習慣病予防のための教室 7回（男性：35人、女性：68人）
 - おやこ等食育教室2回（大人：15人、子ども：29人）
 - 低栄養予防のための教室 15回（男性：39人、女性：246人）
 - 「健康まつり」でのコーナーの運営（試食コーナー 400食分、食育コーナー）
 - 1歳児健康相談でのおやつづくり
 - 高齢者世帯への配食の実施 580人
 - 市が主催する保健事業への協力
- 健康づくり推進員各区1名（90人）…女性56人 男性34人
- 母子保健に関する相談(妊娠・出産・子育て・予防接種など)を受け、個人個人にあった助言を行なった。また、啓発ポスターの掲示を行ったり、母子保健に関するリーフレットなどを妊娠届や出生届時に渡して説明した。
- すべての小中学校22校で、主に学級活動として年間3時間～5時間を性教育の指導と位置付けて学んでいる。また、道徳の時間に男女仲良くすること等、人との関わりについて学ぶように計画されている。教職員の研修の中では、授業を通じた具体的な指導についても取り扱っている。
- 市役所1階ロビーにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」についてのパネルを掲示した。（平成28年3月）

【評価】

- 市内全小中学校で性教育が位置付けられていることは、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める取組として評価できる。
- 母子保健事業として母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関する相談を実施し、助言を行っていることは、生涯を通じた女性の健康支援につながる。

2 今後の方向性・検討事項

- 高齢者に対しての健康教育は多いが、その他の対象者に対しての健康教育・健康相談の場は限られているため、対象者の拡大を検討していく。（いきいき健康課）
- 今後も、各学校の年間指導計画等の改善が図れるように、各学校に対して指導助言を行っていく。また、そのためには、保護者の協力も必要であるため、学校で行われている教育内容を分かりやすく通信等で伝えるよう、各学校に指導していく。（学校教育課）

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P19～P26)

(日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 P49～P58)

配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題でなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

本市では、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定していますが、「日向市男女共同参画プラン」と一体となって、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指し、暴力の防止と被害者救済に向けた様々な環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）に合わせて、啓発を行った。デートDVは若い世代への啓発が重要であるため、市立図書館と連携し、パネル展示や関連図書の紹介を実施した。
 - 街頭啓発（11月7日 イオン日向店）
 - パネル展（11月12日～25日 市役所1階ロビー）パネル展については、市フェイスブックに掲載。
 - デートDVに関するパネル展（11月25日～12月7日 市立図書館2階ロビー）
 - 広報紙「さんびあ」11月号に記事掲載。
 - 女性に対する暴力をなくす運動週間講座（11月13日 参加者 25名）
「これだけは知っておきたい！！ハラスメントセミナー」 講師：井手真弓（井手労務管理事務所長／社会保険労務士）
2. 文化生涯学習課主催の人権講座において、DVをテーマにした講座を実施した。
(地域コミュニティ課でテーマ選定や講師紹介を行った)
日時：10月27日
演題：「DV・セクハラ、性暴力被害者に求められる支援 ～被害者により添う～」
講師：財津三千代（NPO法人 ハートスペースM共同代表） 参加者80人
3. 夫又は他の男性からのDV、ストーカー行為を受けている女性からの市営住宅への入居相談を5件受けた。うち2件が入居した。
4. 消防（救急）機関におけるDV暴力被害者への応急対応として、DV（加害事故）と思われる5件の救急出場があった。内容は、夫からが2件、交際相手からが2件、元交際相手からが1件。負傷程度は、打撲4件・鼻骨骨折1件だった。警察と連携しながら対応を行った。
5. 住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている人：66人
制度についての相談：月に5～6件
6. 学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見
 - ・要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、要保護児童対策地域協議会実務者会議運営会議、日向中校区部会、財光寺中校区部会を開催し、関係機関との連携を図った。
 - ・保育園、幼稚園、学校との連携により、適切なサービスの提供や支援体制を整えることを行った。
7. 日向市DV対策庁内連絡会議（平成28年2月24日）
市役所関係各課により構成されている連絡会議を開催した。相談体制に関する課題を協議し、情報の共有を行った。また、庁内連絡会議コアチームを設置し、DV相談について複数課で対応に当たる体制を整備した。
8. 生活保護の相談業務は、2名の面接相談員（嘱託員）体制で対応している。生活保護の相談は、

平成23年度の延べ640件をピークに減少傾向にあり、平成27年度は延べ339件だが、DV事案も確認され、その都度地域コミュニティ課と同席の下で面接相談を行った。生活保護相談に来所される世帯の多くは複合的な問題を抱えており、相談者は老若男女で様々であるため、十分に傾聴し、庁内関係課・庁外関係機関と連携して他法他施策の活用助言、市生活相談支援センター「心から」へのつなぎ、要保護世帯への申請支援を行っている。

9. 国民健康保険課窓口で人権侵害の内容を聞き取り、市民課窓口と連携して被害者の情報が加害者に伝わらないように日頃から職員に周知し、体制を整えている。

医療機関での受診の記録である医療費通知（年6回）や服用している薬剤を記載したジェネリック医薬品差額通知書（年2回）について、市民課から支援措置情報を提供してもらい、その情報を基にして通知書の引き抜き等を実施し、被害者の情報が流出しないように被害者の情報の保護を確実に行った。

10. DV相談件数と対応部署 ※延べ件数

相談対応部署	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①さんびあ相談室	19件	12件	15件	13件
②関係課（こども課、福祉課、高齢者あんしん課、建築住宅課、学校教育課、市民課、地域コミュニティ課）	8件	14件	15件	18件

※さんびあ相談室での平成27年度相談件数は287件（DV、家庭、夫婦、健康の悩み等）のうち、DV相談は上記の件数。

【評価】

1. DV相談に関しては、複数の問題を抱えるケースが多く、関係部署も多岐にわたることがあるため、相談体制の整備を進め、連携強化を図っている。
2. DV被害者の個人情報保護及び安全確保のため、関係各課で様々な配慮を行うとともに連携を図っている。
3. 女性の人権を侵害する行為に対して、その根絶に向けた取組を行っているが、いまだに暴力を個人的な問題、家庭内の問題として捉えている意識も根強く、あらゆる世代での啓発や研修等が必要である。また、女性の社会進出に伴って、職場でのマタニティハラスメントも現在問題視されており、その理解についての取組も併せて行う必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

1. 平成28年度設置のDV対策コアチーム（地域コミュニティ課・福祉課・こども課）において、DV相談事案に対し、情報共有、支援の方向性の確認、継続的な支援の調整・連携等を行う。（地域コミュニティ課、福祉課、こども課）
2. DV被害者からの市営住宅入居の相談は、現在は、女性からのみなので、男性も同様に利用出来ることを広く周知していきたい。（建築住宅課）
3. 従来、市民課が行っていた国保資格得喪業務を国民健康保険課が行うこととなったことから、窓口での対応について、研修を行い、関係機関及び関係課との情報共有を深め、被害者の情報保護に努める。（国民健康保険課）
4. 要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に日向市内の中学校校区部会（6校区）を設置し、より地域に根ざした支援を行う。（こども課）

(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P27～P28)

男女共同参画社会の形成を目指す市民一人ひとりの多様な暮らしの質の向上に向けて、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を可能にする環境の整備が求められています。

「仕事と家庭の調和」については、その前提として、性別や雇用・就業形態の違いにより、差別されることのない就業環境の整備が求められます。本市における就業のあらゆる分野において、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 「働く女性フォーラム in 日向～日向の女性がイキイキと輝く職場づくり」の開催
女性が安心して子どもを産み育て、輝きながら働くことのできる環境づくりを目指すことを市政に反映するため、市内の企業、事業所等で働く女性を対象としたフォーラムを開催した。
市内の企業、事業所等で働く女性を対象としたフォーラムでは、様々な業種の参加者で意見交換を行ったことで、テーマごとに施策に反映すべき具体的な課題解決案や要望、アイデアが多く出され、職場環境や働くことについて考え直す機会となった。
日時：8月21日 会場：日向市市民活動支援センター
総合ファシリテーター：長友まさ美(サンワード・ラボ株式会社) 参加者26人
2. 地域雇用創造協議会において、女性の復職希望が多い看護職の復職支援セミナーを実施し、女性の社会復帰を支援した。
3. 中小企業支援の成功事例としてメディアにも多々取り上げられている、静岡県富士市産業支援センターのコーディネーターを招き、事業主や起業創業予定者を対象に個別相談会を行ったほか、商工会議所の実施する創業希望者を対象とした「創業塾」の広報等、関係機関の実施する事業の情報提供を行った。
4. 『男女共同に関する職員研修』の実施に当たり、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業経営者を招き、実践例を学んだ。商工会議所を通じて市内事業所にも参加を呼び掛けた。
日時 平成28年3月28日(月)
講師 鶴ヶ野 未央(株式会社九州タブチ 代表取締役社長)
内容 女性が活躍できる企業の変革
受講者 34人(職員21名、相談員3人、男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会5人、市内事業所2人)
5. これからの男の生き方セミナー(宮崎県男女共同参画センターとの共催事業)
8月8日(土) 講師：吉岡俊介(シニア産業カウンセラー) 参加者20人
6. 子育て・孫育て講座(宮崎県社会福祉協議会との共催事業)
平成28年3月10日(木) 講師：橋口真由美(美郷町教育委員会指導員) 参加者9人
7. 女性活躍推進法の施行に伴う特定事業主行動計画の策定
8. 日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に基づき、母性保護及び母性健康管理に関する各種制度の適正運用に努めた。
産前産後特別休暇を取得した女性職員数=3人
育児休業を取得した女性職員数=10人、男性職員の育児休業取得者=1人
短期介護休暇を取得した職員数=5人、
9. 新規就農者については、県普及センターと日向農業協同組合とで連携を取りながら情報提供や就農相談業務を行っており、今年度の新規就農相談件数11件のうち1件が女性であった。

10. 地域資源を活かしたグリーンツーリズムなど、新たな観光体験交流プログラムの確立を図り、地域住民の生きがいづくりや都市部との交流人口を増やすとともに、国民的歌人「若山牧水」の生誕地「牧水のふるさと日向」を全国にアピールした。

①夏の宿泊体験ツアー「Let's try in Togo」

開催日：8月8日(土)～9日(日) 会場：牧水公園キャンプ場ほか

参加：8組29名(男性14名、女性15名)

②牧水ウォーク事業

開催日：平成28年2月7日(日) 9:30スタート

会場：牧水公園スタート・ゴール(6km、10kmコース)

参加者：110人(参加者居住地域：宮崎市、延岡市、川南町、高千穂町等)

参加者男女別…男性39人、女性71人

【評価】

1. 総合戦略の策定に当たって、市内事業所で働く女性からの意見や要望を聞くための女性フォーラムを開催していることは評価できる。今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で、商工担当課と男女共同参画担当課との連携を図り、企業に向けた啓発の取組が重要である。
2. 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が市で策定され、公表されている。「家庭と育児の両立」を進めるため、男性職員の育児の参加のための休暇及び育児休業の取得率の向上が目標の1つとして掲げられており、積極的な推進が求められる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 商工会議所の会報に載せるなど、関係団体と連携しながら、更なる情報提供に努める。
また、平成28年度からは、ワーク・ライフ・バランスの推進活動等を行っている市内企業を表彰する制度を設けるなどし、各事業所への啓発にも取り組んでいきたい。(商工港湾課)
2. 特定事業主行動計画を策定するまでの期間が短かったため、アンケートの実施等、多くの意見を取り入れての策定ができなかった。行動計画を実施していく中で、必要に応じて計画の見直しも検討したい。(職員課)
3. 育児休業は、産休を取得する女性職員が、引き続き子育てのために取得するケースがほとんどであり、男性職員に対する普及啓発が課題である。配偶者出産休暇や育児参加のための休暇制度案内を作成し、制度が利用可能な男性職員に配布するなど、制度の利用方法について周知していきたい。(職員課)
4. ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の実践例を参考にし、男性の育児・介護休業制度利用促進について、商工担当課や企業と連携し、具体的な対策を講じていきたい。(地域コミュニティ課)
5. 前年度より女性の新規就農相談が1件減ったが、対応窓口が複数の関係機関で取り扱われているため、各関係機関の連携強化を図り、定期的な情報交換の場を設け、就農者の支援強化に取り組む中で、人・農地プランの新規就農者支援を活用した女性の新規就農者育成に努めたい。(農業畜産課)

(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P29～P31)

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。これには、就業形態の多様化が深く関わっており、中でも、厳しい雇用環境に置かれやすい、ひとり親家庭や障がいのある人等が、経済的なことも含め、安定した生活が送れるよう対応が求められています。本市では、男女共同参画社会の形成に向けて求められる生活形態・家族形態の多様化に対応する環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 多様な子育て支援

- ・地域子育て支援センター事業（日向保育園に委託）～子育て家庭の支援活動の企画・調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導及び子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。
- ・つどいの広場事業（商工会館1階にてNPO法人こども遊センターが実施）～常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（おおむね3歳未満）が気軽に集い、相互交流を図る場を提供した。
- ・ファミリーサポートセンター事業（商工会館1階にてNPO法人こども遊センターが実施）～地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員登録し、相互援助活動を行った。おたすけ会員養成講座4回実施、会員交流会2回実施。
- ・児童館事業～児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、市内2か所（日知屋児童センター、大王谷児童館）に設置している。
- ・放課後児童クラブ 市内6カ所で実施。小学1～3年生が対象。定員は概ね220人。平成28年度4月から財光寺・財光寺南・大王谷において拡充し、定員を340名に増やした。
- ・保育所(園)、幼稚園の活用～園庭開放（保育園 毎週水曜日、東郷幼稚園 第1・第3木曜日、寺迫幼稚園 不定期）

2. 放課後子ども教室

教室数：7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室） 利用者数146人

参加児童はサポーターにとって孫のような年齢であり、特に男性サポーターが女子児童への対応に苦慮することがあり、女性サポーターを同時に配置することにより、対応の仕方を学ぶことができた。

3. 国際交流活動・英語版ごみ分別パンフレットの翻訳完成⇒配布中、市ホームページの英語翻訳を順次更新中

【評価】

1. 子育て中の人々の多様なニーズに対応するため、子育て支援の充実が図られている。
2. 放課後子ども教室では、男女のサポーターの協力体制によって子どもに配慮した対応ができている。
3. 外国人居住者が安心して日常生活を送れる取組として、ごみ分別のための英語版パンフの作成がなされたことは、外国人にとって役立つ情報の提供である。

2 今後の方向性・検討事項

1. 制度上、男女の差はないが、実際の利用は大部分が母親である。事業の周知を通して父親の子育て参加を促す工夫を検討する。（こども課）
2. 放課後子ども教室は、児童等のニーズが高いため、地域で協力いただけるような人材を発掘し、サポーターとして協力していただけるような仕組みづくりが必要である。（文化生涯学習課）

(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(第4次日向市男女共同参画プラン P32～P33)

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのために、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

本市では、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意志が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 女性の公職参加状況

女性登用率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
審議会等	23.8%	22.7%	24.0%	22.9%
市役所の係長職以上に占める女性の割合	18.9%	19.7%	19.1%	20.0%

2. 農業委員会・・・委員28人中2人が女性（登用率7.1%）

3. 市職員の役職（係長職以上）に占める女性の割合・・・20.0%（平成26年度19.1%）

4. 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、係長職以上の女性職員の割合を引き上げる目標を設定した。

5. 農地と担い手の解決のために集落ごとに作成する「人・農地プラン」の日向市検討会では、委員13人中5人を女性（内女性農業者4人）とし、出席者数の4割を女性とし、女性の意見が反映できるよう努めた。

6. 新庁舎建設事業の推進に当たっては、計画当初、設計の段階から、公募市民、障がい者団体をはじめとする各種団体、各界階層から広く意見を聴取し、可能な限り、設計に反映させてきた。一例を挙げると、子育て世代の方とも意見交換会を行うなど、細かな配慮を行いつつ、赤ちゃんの駅（授乳室）の設計等に反映させてきた。

【評価】

1. 審議会等への女性登用率は、前年度より1.1ポイント減の22.9%であった。委員選任の状況を把握し、具体的な対策を講じることが必要ではないかと思われる。

2. 新庁舎建設に当たって、子育て世代の意見交換会を実施し、授乳室を設計等に反映させたことは、誰もが利用しやすい庁舎建設を目指す上で、より質の高い配慮がなされていると評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 各審議会等に女性参画が難しい要因を把握し、具体的な解決策を各課と検討し、女性参画を進めていきたい。（地域コミュニティ課）

2. 外部研修への女性職員の派遣を積極的に行うとともに、様々な職務が経験できるよう、ジョブローテーションを計画的に行う。（職員課）

3. 毎月開催される定例農業委員会総会、毎年1回の県外視察研修への積極的な参加はもちろんのこと、その他女性農業委員の活躍できそうな場があれば積極的に参画していただくように働き掛けている。今後もこの事業を継続して実施する。（農業委員会）

4. 家族経営協定を結ぶことで、家族間での役割が明確化され、お互いに理解することになるので、今後も家族経営協定の推進に取り組んでいく。（農業畜産課）

(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進

(第4次日向市男女共同参画プラン P34～P35)

本市では、社会・経済情勢の変化に伴い、多様化する地域課題の解決に向けて、多様な個人・多様な主体との協働による地域づくりを進めています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重・男女の人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり、また、様々な地域課題の解決を目指す多様な市民活動の促進を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 地域防災計画の中の避難行動要支援者名簿に関する事項の修正をはじめその他修正を行うに当たり、地域防災計画改定検討委員会幹事会（以下、「幹事会」という。）、地域防災計画改定検討委員会、防災会議を開催した。その際に、女性がいなかった幹事会において、女性職員を加え、女性の視点からの検討も行った。

・地域防災計画に基づき、各避難所に市職員の管理責任者を男女両方配置した。

2. ひまわり基金事業リーダー養成事業

地域参加のための個人のスキルアップを目的として、人材育成事業を実施した。

（ステップコース＝13人（うち女性5人） ジャンプコース＝11人（うち女性3人）

3. 東九州自動車道「宮崎-北九州」間の開通を見据え、本市に訪れる観光客に本市独自の観光の魅力を感じてもらえるよう、観光ボランティアガイド及び市内タクシー乗務員観光ガイドの育成に取り組んだ。

○GW馬ヶ背定点ガイド/ガイド団体交流・観光地研修/大分県臼杵市/15人（男9人、女6人）

○防災研修/観光案内中の防災対策について学ぶ/さんぴあ/12人（男4人、女8人）

○語学研修/さんぴあ/中国語13人（男6人、女7人）、韓国語12人（男6人、女7人）英語10人（男4人、女6人）

【評価】

1. 各事業とも、男女が地域の対等な構成員として尊重され、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保された取組が行われている。今後も引き続き地域における男女共同参画講座等を実施していく必要がある。

2. 地域防災計画改定検討委員会幹事会において、女性職員を加え、女性の視点からの検討も行ったことは、男女共同参画の視点を盛り込んだ良い事例であると評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 地域防災計画改定検討委員会において女性がいなかったことから、女性委員の参加について検討を行う。（防災推進課）

2. 避難所の職員配置については、交代のことを考え、男女2人ずつの配置を行いたいですが、女性職員の全体数が少ないことから、2人ずつ配置することができていない。（防災推進課）

3. 観光ボランティアガイドは、本市に訪れる観光客に対して親切丁寧な案内を行うことで、日向市の伝統、文化、観光資源などを知ってもらい、また来たいと思ってもらえるようなおもてなしを行う組織である。男女の固定観念にとらわれることなく、組織の充実と会員の資質の向上を図っているところである。（観光振興課）

(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P36～P37)

本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政・市民・事業者等が一体となって、協働による推進体制のより一層の整備に取り組み、また、国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、研修機会の充実や啓発活動を展開しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 1 「第4次日向市男女共同参画プラン」の進行管理
関係課に平成26年度施策実施状況報告書の提出を依頼し、内部評価を実施。
2. 日向市男女共同参画行政推進会議幹事会・・・年1回開催
3. 日向市男女共同参画行政推進会議・・・年1回開催
4. 日向市男女共同参画推進審議会・・・年1回開催
5. 「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告書をホームページにおいて公表した。
6. 平成27年10月に「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施した。

【評価】

1. 「男女共同参画プラン」に策定された施策の事業評価結果を各課へフィードバックさせることで、次年度の取組が、「男女共同参画の視点」に立った質の高い事業を実施できることにつながると思われる。その基本となる職員の意識を向上させるため、今後も継続して研修等を行い、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。
2. 5年に1回実施される市民意識調査については、「第5次男女共同参画プラン」に反映させるため、調査結果の分析の活用が求められる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 男女共同参画プランを着実に推進していくため、関係各課及び関係機関等と連携を図りながら、担当課としての役割を果たせるよう努めていく。(地域コミュニティ課)
2. 平成27年度に実施した市民意識調査の結果を分析し、第5次プラン策定の基礎資料とする。
また、市民意識調査から見えてくる本市の男女共同参画状況及び課題を周知する機会を設け、男女共同参画に対する関心を高めていく。(地域コミュニティ課)

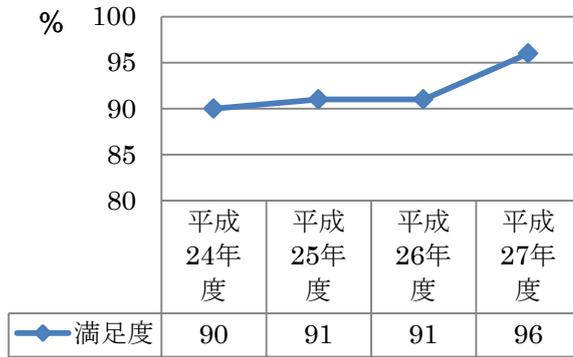
8 関連施策・事業の数値目標

項目	現 状 (平成 23 年度) プラン作成時	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	目標値 【平成 28 年度】
①固定的性別役割分 担意識（「男は仕事、 女は家庭」という考 え）にとらわれない人 の割合	47.4% (平成 22 年度)	— (調査実施無)	— (調査実施無)	— (調査実施無)	50.5% (平成 27 年度)	60%
②日向市男女共同参 画社会づくり推進ル ーム協議会主催講座 の満足度	—	90%	91%	91%	96%	80%
③家族経営協定 締結農家数	18 戸	23 戸	23 戸	23 戸	23 戸	22 戸
④ファミリーサポー トセンターの登録者 数	275 人	339 人	380 人	445 人	428 人	400 人
⑤審議会等委員に占 める女性の割合	23.5%	23.8%	22.7%	24.0%	22.9%	40%
⑥市役所の係長職以 上に占める女性の割 合 〔市役所の係長職以上の 男女比 (市役所職員の男女比)〕	男 : 女 85.8% : 14.2% (68.4% : 31.6%)	男 : 女 81.1% : 18.9% (67.8% : 32.2%)	男 : 女 80.3% : 19.7% (67.7% : 32.3%)	男 : 女 80.9% : 19.1% (67.2% : 32.8%)	男 : 女 80.0% : 20.0% (67.4% : 32.6%)	20%
⑦生涯学習人材 バンクの登録者数	105 人	97 人	85 人	92 人	84 人	200 人
⑧「仕事と家庭の両立 応援宣言」 [※] を行う企 業数	11 社	22 社	29 社	30 社	34 社	30 社
⑨自主防災組織の結 成率	83.5%	89.01%	93.3%	93.4%	95.6%	100%

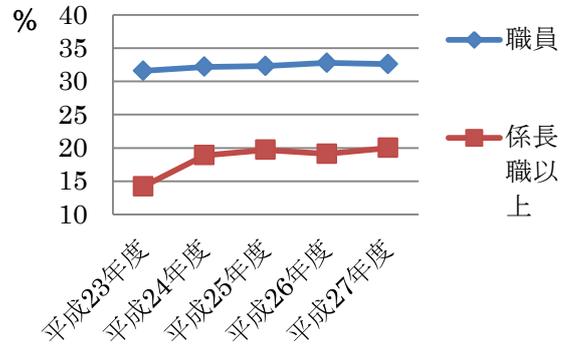
※ 家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

※ 「仕事と家庭の両立応援宣言」：企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。

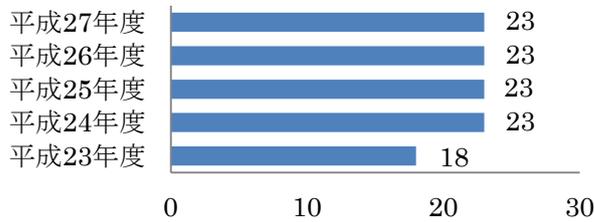
②推進ルーム協議会主催講座の満足度



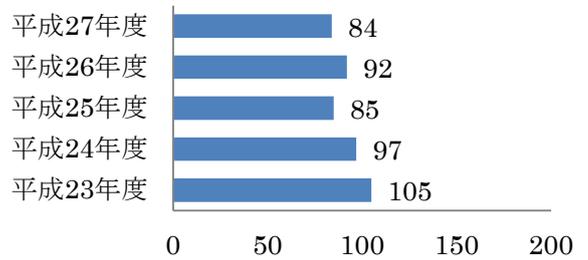
⑥市役所の係長職以上及び職員に占める女性の割合



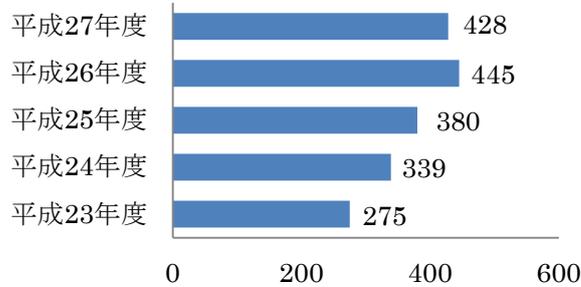
③家族経営協定締結農家数



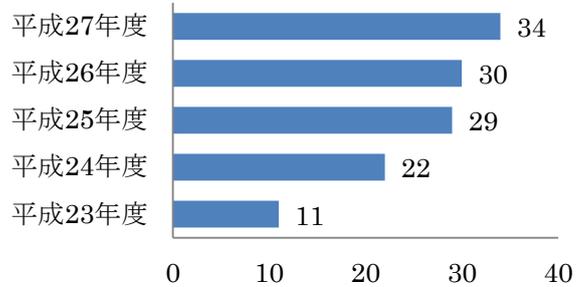
⑦生涯学習人材バンクの登録者数



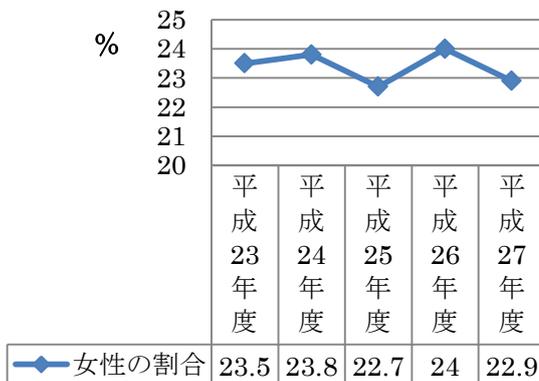
④ファミリーサポートセンターの登録者数



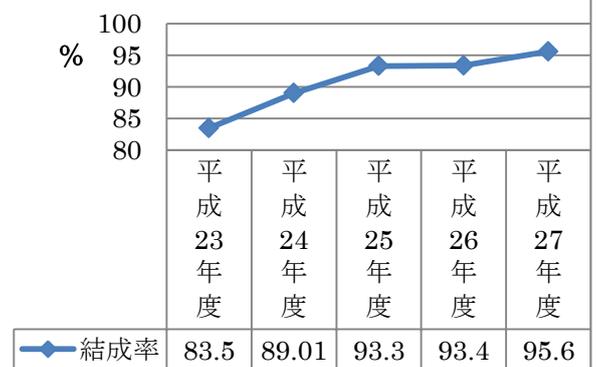
⑧「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数



⑤審議会等委員に占める女性の割合



⑨自主防災組織の結成率



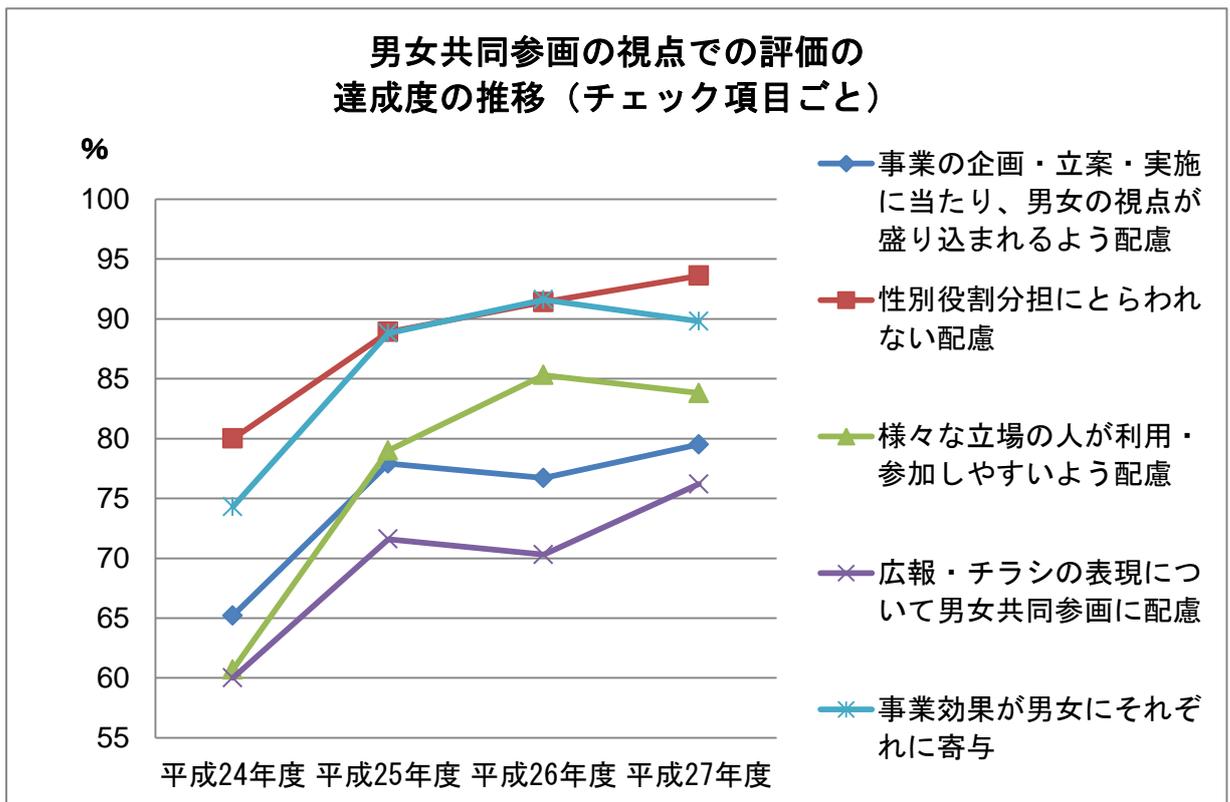
9 総合評価

本市においては、性別にかかわらず、その能力と個性を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成24年3月に「第4次日向市男女共同参画プラン」を策定し、プランに沿った各事業を実施しています。

プランの推進に当たっては、男女共同参画社会の促進に直接的に影響を及ぼす事業だけではなく、間接的に影響を及ぼす事業においても、施策の策定・実施に当たり「男女共同参画の視点での配慮」を行うことにより、本来の事業成果を得るとともに、男女共同参画社会の形成も促進することが期待できます。このことを踏まえ、事業実施担当課が、「男女共同参画の視点」に立った事業の評価、見直し、改善につなげていくことが重要となります。

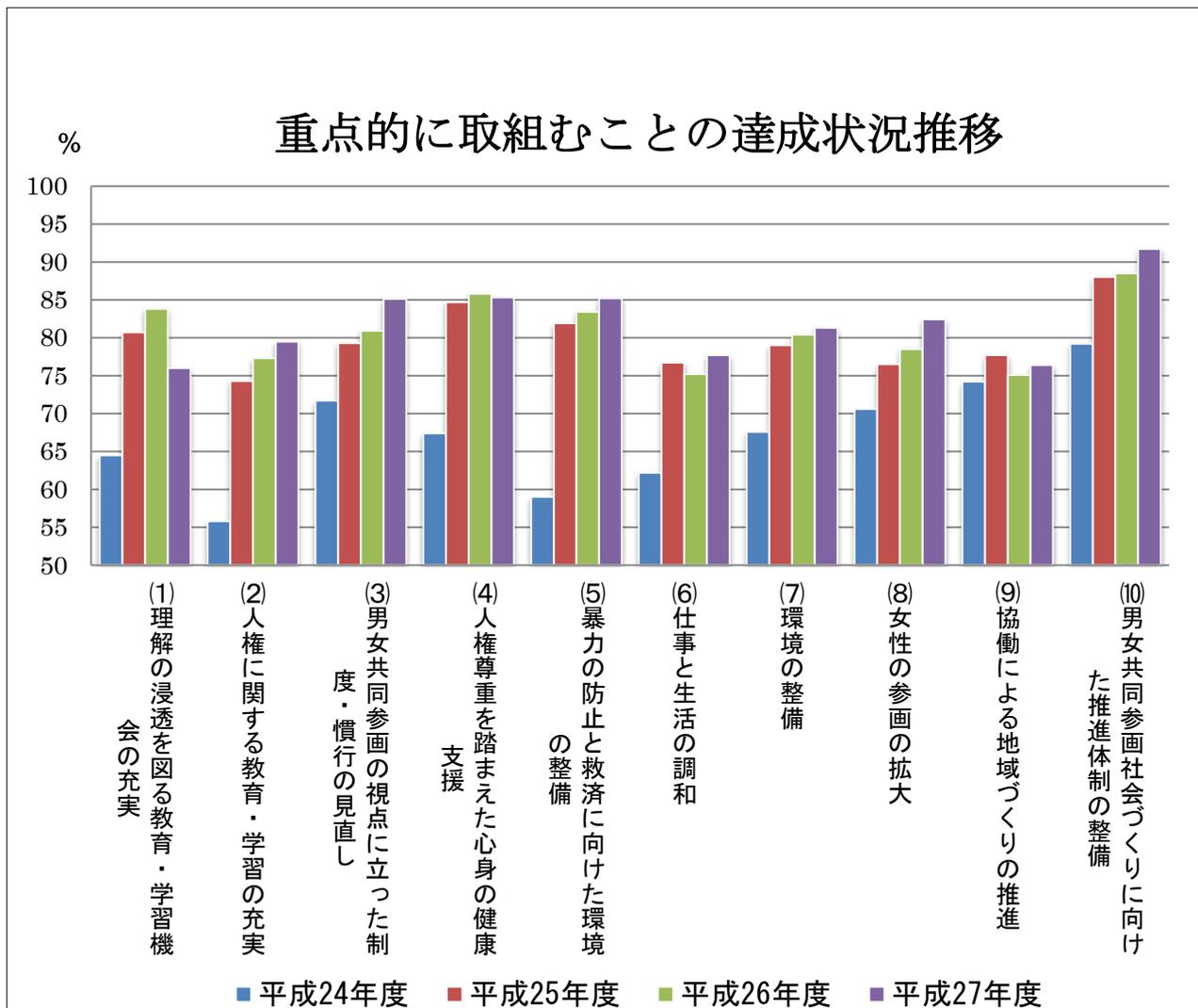
まず、事業実施担当課評価の「チェックポイント5項目」ごとの達成事業数では、「事業の内容が、『男だから』『女だから』という性別を理由とした性別役割分担等にとらわれないものとした」という1項目で9割を超えています。

一方、「広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した」という視点での評価は、前年から改善されているものの、「事業の企画・立案・実施に当たり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにした」という項目と共に他の項目と比較して達成率が低い状況にあり、今後も改善が必要です。



また、体系別の事業評価では、達成率がおおむね8割の達成率となっています。実績では、各種事業の実施や計画策定等において、「男女共同参画の視点」に立ち、工夫・配慮することで、市民にとってより有益な事業になっている事例も見られます。

全体的に、前年度と比較し、事業の達成度も上昇しており、職員の意識も着実に向上しています。評価結果については、庁内全体で共有し、「改善」につながる工夫を求めていくことが必要です。



次に、プランの数値目標については、目標値に近づいている項目がほとんどですが、「審議会等委員に占める女性の割合」については依然として目標数値から離れている現状にあります。全国的に見ても、「宮崎県内の市町村審議会等における女性委員の割合」は低い傾向にあり、政策・方針決定過程においての女性の参画を進める具体的対策を講じていく必要があります。

一方、ワーク・ライフ・バランスの到達度指標である「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数は、目標である30社を超え、34社となっており、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備のための積極的な取組が見られました。

以上のように、全体的に目標数値に近づいていますが、今後のプラン推進に向け、特に取組を進めていく必要がある課題には、次のものが挙げられます。

(1) 「男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実」については、各種団体への研修や女性リーダー養成に関する実績が十分でなかったため、達成率が低下して

います。周知方法等を検討し、改善を進める必要があります。

次に（６）『仕事と生活の調和』に向けた就業環境の整備と生活環境の充実」に関する取組です。

「ワーク・ライフ・バランス」を可能にする就業環境の整備については、啓発や情報提供を行っているものの、事業者への働き掛けが十分でない状況もあります。その対策として、本市では、平成２８年度からワーク・ライフ・バランスの推進活動等を行っている企業表彰制度の新設等、事業所への啓発を検討しており、関係各課においても積極的な推進が求められます。

最後に（９）「男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進」に関する取組についてです。

地域生活の場面において、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在します。また、平成２７年度に実施した市民意識調査の結果においても、固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）にとらわれない人の割合は目標値に達していません。そういった状況の中、誰もが地域を支える一員であることを認識し、地域に残る慣習やしきたりに左右されない、男女が共に個性と能力を発揮できるような、地域づくりを推進することが求められます。

平成２８年４月には、女性活躍推進法が施行され、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、女性労働者に対する活躍の推進を行うよう努めることとされています。

これは、日本において、就職を希望していながら働いていない女性が約３００万人に上り、出産・育児を理由に離職する女性が依然として多い等、女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を解決するための施策です。

このような現状から、個人の幸福と社会の活力を共にかなえる男女共同参画社会を目指して、行政と市民、事業所、各関係機関が連携し、一体となった取組を推進していくことが重要です。